

viaPlatz パブリッククラウドサービス契約約款

実施 2023年5月23日
NTT テクノクロス株式会社

第1章 総則

第1条 約款の適用

- 1 当社は、viaPlatz パブリッククラウドサービス（以下、「本サービス」という）契約約款を定め、これにより本サービス（当社が本約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。
- 2 本約款は、当社が用語の定義に規定する viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者に適用されます。

第2条 料金および約款の変更

当社は、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者の承諾を得ることなく料金および本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

【表】用語の定義

用語	定義
viaPlatz パブリッククラウドシステム設備	本サービスを提供するために当社が運用する設備。サーバー機器と、インターネットに接続するネットワーク機器とそのネットワーク、ソフトウェアからなります。
視聴者端末設備	viaPlatz 利用者が自己の責任で用意する本サービスを利用するための PC などの端末設備。
viaPlatz	ブラウザだけでviaPlatzの利用者同士が動画を共有できるサービスの名称です。動画上に直接マーキングし、特定シーンにコメントを書き込むことができます。またアンケート・理解度テスト機能を有しており、動画視聴後の理解度等を把握することができます。

本サービス	当社が viaPlatz 契約者（申込者）に対し提供するサービスで、詳細は第 4 条で規定されます。
viaPlatz パブリッククラウド URL	アクセスすることにより本サービスを利用できる URL。
アカウント	アカウントは当社が本サービスを提供する単位であり、viaPlatz 契約者（申込者）に対して、付与されます。
viaPlatz 契約者（申込者）	当社と本約款に基づき、本サービス契約を締結した法人。viaPlatz 契約者（申込者）はアカウントを管理する viaPlatz 管理者を 1 名指名します。
viaPlatz 管理者	viaPlatz 契約者（申込者）によって指名され、アカウントに関する管理を行います。
viaPlatz 利用者	viaPlatz 管理者によって指定された本サービスの利用者。viaPlatz 管理者と viaPlatz 利用者の総称の場合もあります。
最初の契約期間	最初の契約日から本約款の第 11 条（契約期間）に記述された契約満了までの期間。
延長契約期間	最初の契約期間満了後、自動的に延長された契約の期間。
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 viaPlatz パブリッククラウドサービス

第 4 条 viaPlatz パブリッククラウドサービスの利用

- 1 本サービスは、当社がインターネット上で運用する viaPlatz パブリッククラウドシステム設備を用いて viaPlatz 契約者（申込者）に対し提供するサービスです。
- 2 本サービス契約が締結されると、viaPlatz 管理者としてログインするためのユーザーID と初期パスワードが、viaPlatz 契約者（申込者）の指定した viaPlatz 管理者に通知されます。
- 3 viaPlatz 管理者は、viaPlatz 利用者に対してログインするためのユーザーID と初期パスワードを発行するとともに、操作権限を設定して、viaPlatz 利用者へ通知します。
- 4 viaPlatz 利用者は、viaPlatz パブリッククラウド URL にアクセスし、ユーザーID 及びパスワードを入力してログインし、本サービスを利用します。サービスの利用は、viaPlatz 利用者毎に設定された操作権限の範囲内に限定されます。
- 5 本サービスは、同時視聴者数、アカウント数（利用者数）、ストレージ容量（本サービスにおいて、アップロードしたコンテンツ、配信用にトランスコードしたコンテンツ、アップロードしたコンテンツのサムネイル画像、コンテンツに添付した資料、及び書込んだコメント等のデータの総容量）、月間データ転送量（本契約に係る全ての viaPlatz 利用者の動画再生で発生するデータ転送量の総和）等が設定されています。

- 6 1つの本サービスの契約に対し、1つのアカウントが発行されます。

第3章 契約

第5条 契約申込の方法

本サービス契約の申込みをするときは、viaPlatz 契約者（申込者）は viaPlatz 管理者を指定し、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。なお、当社所定の契約申込書は、Web の入力フォームの場合があります。

第6条 viaPlatz パブリッククラウドサービス契約申込の承諾

- 1 本サービス契約は、viaPlatz 契約者（申込者）から本サービス契約の申込みがあり、当社が承諾することによって成立します。
- 2 当社は、前記第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期することがあります。
 - (1) 予期せぬ事情により、当社が新規に本サービスを提供することが技術上著しく困難になったとき。
 - (2) 本サービス契約の申込みをした者が過去において本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は今後怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前記第2項に従い、当社が本サービス契約の申込みを承諾せず、あるいは承諾を延期する場合は、その理由及び延期の場合には承諾時期見込みを申込者に通知します。
- 4 なお、当社が本サービス契約に基づき、viaPlatz 契約者（申込者）に対して行う通知は、すべて申込書に記載された viaPlatz 契約者（申込者）のメールアドレスに送付されます。

第7条 アカウントの通知

- 1 当社は、本サービス契約の申込みを承諾した場合は、viaPlatz 契約者（申込者）に対し、提供開始日を記載した本サービスのライセンス証書を送付します。
- 2 本サービスのライセンス証書の送付にあわせて、viaPlatz 管理者のユーザーID と初期パスワードに関する情報が電子メールで viaPlatz 管理者へ送付されます。

第8条 viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者への本約款の適用

viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 契約者（申込者）が指定する viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者が本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守することを保証する責任を負います。

第9条 viaPlatz 契約者（申込者）のアカウント管理義務

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）及び viaPlatz 管理者は、アカウントが不正に利用されないよう、viaPlatz 利用者の管理義務を含む管理責任を負うものとします。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）あるいは viaPlatz 管理者が前記第1項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）あるいは viaPlatz 管理者は、アカウントが不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第10条 viaPlatz 利用者の管理義務

- 1 viaPlatz 利用者は、本サービスにアクセスするための URL、ユーザーID 及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。
- 2 viaPlatz 利用者はユーザーID に付属するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとする、などパスワードが盗用されないよう、十分な注意を払うこととします。
- 3 viaPlatz 利用者が前記第1項、及び第2項の義務を怠ったために viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者に発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 その他、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者は、本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第11条 契約期間

- 1 契約は、当社が viaPlatz 契約者（申込者）に対して本サービスの提供を開始した日から起算し、1年後の同日の前日が属する月の月末までとします。
- 2 前記第1項の契約期間のことを「最初の契約期間」と呼びます。

第12条 契約の自動延長

- 1 「最初の契約期間」満了後の契約は、当該契約の満了日の1ヶ月前までに viaPlatz 契約者（申込者）から解約の申し出が無い限り、1年単位に自動更新されます。
- 2 前記第1項の契約期間のことを「延長契約期間」と呼びます。

第13条 契約に基づく権利の譲渡の禁止

viaPlatz 契約者（申込者）は、本サービスの提供を受ける権利を、譲渡することができません。

第14条 viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継

- 1 相続又は法人の合併により viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継があったときは、相続人、又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継の届出があったときは、当社の viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知は、継承された viaPlatz 契約者（申込者）に対して送付されるものとします。前記第1項の届出なく viaPlatz 契約者（申込者）の地位の承継があった場合は、当社は継承前の viaPlatz 契約者（申込者）に通知を行ったことに基づき、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第15条 viaPlatz 契約者（申込者）の氏名、請求書送付先住所、メールアドレス等の変更

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、その氏名、法人／公共機関名、部課名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、及び住所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前記第1項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）のメールアドレス等が変更された場合は、当社の viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知は、変更されたメールアドレスに対して送付されるものとします。前記第1項の届出なくメールアドレスが変更された場合は、当社は旧メールアドレスに通知を行ったことに基づき、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第16条 解約申込

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、①本サービス契約の契約期間満了日をもって、若しくは②本サービス契約の契約期間満了日以前の月末をもって本サービス契約を解約することができます。

解約するときは、解約を希望する月末の1ヶ月前までに、当社所定の解約申込書を当社に提出して頂く必要があります。

- 2 viaPlatz 契約者（申込者）から第1項による解約申込みがあった場合、本サービス契約の契約期間満了日、若しくは本サービス契約の契約期間満了日以前の解約希望月末で、本サービス契約は解約されるものとし、viaPlatz 契約者（申込者）は本サービスを受けることができなくなります。
- 3 当社は、本サービス契約が解約された時点で、viaPlatz 管理者によって登録された動画を消去できるものとします。登録した動画が必要な場合は、解約前にダウンロード機能を使って、動画をダウンロードしてください。
- 4 本サービス契約が解約された場合でも、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及びviaPlatz 利用者は、本サービスのために当社から提供されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。
- 5 当社は、本サービス契約が解約された場合、viaPlatz 契約者（申込者）より既に支払われた料金等を返却することはありません。

第17条 利用できる時間

本サービスを利用できる時間は、「常時」、とします。ただし、第6章第35条に定める場合を除きます。

第18条 月間データ転送量の計測

本サービスは、本サービスの URL にアクセスし、ユーザーID 及びパスワードを入力して本サービスにログインすることにより、利用できるようになります。この状態で動画再生ボタンをクリックすると動画の再生が始まり、動画再生で発生するデータ転送量の計測が開始され、動画停止ボタンをクリックすると動画の再生が終了し、動画再生で発生するデータ転送量の計測が終了します。また、動画登録、ドキュメント登録、資料添付、各種ダウンロード等で発生するデータ転送量を測定します。

第19条 月毎のデータ転送量の算出と超過

本サービスの月毎のデータ転送量は、本契約に係る全ての viaPlatz 利用者の月毎のデータ転送量の総和とし、月間データ転送量を超過した場合は、当月末まで 128Kbps の動画配信となり、各種ダウンロードを行うことはできません。

第20条 利用に係る viaPlatz 契約者（申込者）の義務

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、本約款に定める条項に加え、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社が本サービス提供のために運用する viaPlatz パブリッククラウドサーバー設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。
 - (2) 当社が本サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
 - (3) 当社の本サービスの信用を毀損する行為。
 - (4) 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - (5) 公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での本サービスの利用。
 - (6) 本サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。
 - (7) その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者にも、前記第 1 項の禁止規定を遵守させるものとします。
 - 3 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が、前記第 1 項および第 2 項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、viaPlatz 契約者（申込者）は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

第 21 条 当社が行う利用の停止

- 1 当社は、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの利用を一時的に停止することができます。
 - (1) viaPlatz 契約者（申込者）が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、又は viaPlatz 利用者が、第 20 条（利用に係る viaPlatz 契約者（申込者）の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 前記第 2 号のほか、本約款の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の viaPlatz パブリッククラウドシステム設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前記第 1 項の規定により本サービスの利用停止をする場合は、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を viaPlatz 契約者（申込者）に通知します。

- 3 当社は、前記第2項の viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知を、届出のあった FAX 番号、メールアドレス、及び住所の何れかに対して行うものとします。当社は、この viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知を行ったことに基づき、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第22条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、第21条（当社が行う利用の停止）の規定により利用を停止された viaPlatz 契約者（申込者）が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。
- 2 当社は、viaPlatz 契約者（申込者）が第21条（当社が行う利用の停止）各項の規定のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、その本サービス契約を解除することができます。
- 3 当社は、前記第1項及び前記第2項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ viaPlatz 契約者（申込者）にその旨を通知します。ただし、viaPlatz 契約者（申込者）に対する通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から10日経過した時点で、本サービス契約は解除されるものとします。
- 4 当社は、前記第3項の規定により本サービス契約が解除された時点で、viaPlatz 管理者によって登録された動画を消去できるものとします。

第23条 資料添付機能の利用

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者は、資料添付機能を利用する場合、当該資料の著作権、肖像権等に違反しないことを確認のうえ、当該機能を利用する義務を負います。
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、及び viaPlatz 利用者が資料を添付したことにより起因する当該資料の著作権、肖像権等に関わる如何なる問題に関しても、viaPlatz 契約者（申込者）単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第4章 料金等

第24条 料金の支払義務

viaPlatz 契約者（申込者）は、本約款に基づき、料金などの支払い義務を負います。

第25条 料金

- 1 料金には、本サービス加入時にお支払いいただく初期費用と月額基本料金があります。
- 2 本サービスの提供開始日とその月の2日以降月末日までの場合（即ちその月の初めの日でない場合）は、最大月間データ転送量は日割りで計算し、1GB未滿の端数を切り上げるものとします。

第26条 解約に伴う料金の計算と解約金

最初の契約期間、延長契約期間に係らず、解約となった場合には、当社にお支払いいただいた料金を返却することはありません。

第27条 料金等の請求と支払い

- 1 初期費用は、最初の契約期間でお支払いいただく月額基本料金と合わせて請求いたします。
- 2 月額基本料金の請求書は、ご利用月の初旬頃に発行します。viaPlatz 契約者（申込者）は、当社の請求書発行月の翌月末までに、請求書に記載する当社指定口座に振込みを行い、支払いを済ませることとします。なお振込み手数料はお客様の負担となります。

第28条 支払い先の指定

当社は viaPlatz 契約者（申込者）に対し、当社が指定した代理店を料金支払い先として指定することができます。この場合は、viaPlatz 契約者（申込者）は指定の代理店が指定する方法で支払いをすることとします。

第29条 消費税等

料金には消費税等を含んでおりません。料金請求時には消費税等を加えた額を請求いたします。

第5章 割増金及び延滞利息

第30条 割増金

viaPlatz 契約者（申込者）は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第31条 延滞利息

viaPlatz 契約者（申込者）は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 運用保守

第 3 2 条 当社の viaPlatz パブリッククラウドシステム設備運用義務

- 1 当社は、viaPlatz パブリッククラウドシステム設備規模が viaPlatz 契約者（申込者）の正規の利用に対し不足とならないように努力します。
- 2 当社は、viaPlatz パブリッククラウドシステム設備に障害が生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

第 3 3 条 免責事項

- 1 視聴者端末から viaPlatz パブリッククラウドシステム設備までの IP パケット伝送特性あるいは IP パケット伝送品質によっては、本サービスを利用できない、あるいは、音声品質、ビデオ品質が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。
- 2 viaPlatz パブリッククラウドシステム設備が、当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、本サービスを利用できない、あるいは、音声品質、ビデオ品質が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスで viaPlatz 利用者が登録する書込みの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。
- 4 当社は、本サービスが viaPlatz 契約者（申込者）の期待した品質、機能、動作、操作性、その他の性能に適合すること、及び効用を有することを保証するものではありません。

第 3 4 条 反社会的勢力の排除

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自ら、又は自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしく

- は暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
- 2 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者および当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者、viaPlatz 利用者および当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第35条 viaPlatz パブリッククラウドサービス提供の中止

- 1 当社は、次の場合には、その本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の viaPlatz パブリッククラウドサーバー設備及び本サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、戦争、その他の非常事態により本サービスの提供が困難となったとき。
 - (3) 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、本サービスの提供が困難となったとき。
- 2 当社は、前記第1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを viaPlatz 契約者（申込者）に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、本サービスの中止に基づき、viaPlatz 契約者（申込者）が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第36条 責任の制限

- 1 当社は、第35条（viaPlatz パブリッククラウドサービス提供の中止）に定める場合を除く、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、15日以上その状態が連続したときに限り、その viaPlatz 契約者（申込者）の損害を賠償します。
- 2 前記第1項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、お支払い頂いた月額基本料金を契約期間内の日数で割った金額に、その日数を掛けた額を損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、前記第2項に定める金額以上の損害が viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 利用者等に発生した場合でも、前記第2項に定める金額を越えて責任を負いません。

第37条 viaPlatz 利用者の維持責任

viaPlatz 利用者は、本サービスの提供に支障を与えないために視聴に用いる端末設備を正常に稼動するように維持するものとします。

第38条 viaPlatz 契約者（申込者）の切分責任

- 1 viaPlatz 契約者（申込者）は、本サービスを利用することができなくなったときは、その視聴者端末設備又は視聴用電気通信設備に故障がなく、viaPlatz パブリッククラウドサーバー設備までの IP パケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に調査の請求をしていただきます。
- 2 当社は、viaPlatz 契約者（申込者）の請求により当社が承諾して当社の係員を派遣した場合でも、前記第1項の調査により故障の原因が視聴者端末設備又は視聴用電気通信設備にあり、当社が設置した viaPlatz パブリッククラウドシステム設備に故障がないと判定した場合には、viaPlatz 契約者（申込者）にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 雑則

第39条 他ネットワーク接続

本サービスの取り扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款により制限されることがあります。

第40条 viaPlatz 利用者への通知

当社は、次の事由が生じたときはその旨を当社に登録されているメールアドレスを利用して viaPlatz 管理者に通知します。

- (1) 本約款の変更
- (2) 当社が行う利用の停止
- (3) 当社が行う契約の解除
- (4) 本サービス提供の中止
- (5) その他当社が必要と認めた事項

第41条 輸出管理

viaPlatz 契約者（申込者）は、本サービスの利用にあたり、日本および米国、その他関連する国の輸出管理法を含む関係する法令、規則、その他の手続きを遵守するものとします。加えて viaPlatz 契約者（申込者）は、viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者にも前記法令、規則、その他の手続きを遵守させるものとします。

第42条 準拠法

本サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第43条 紛争の解決

- 1 本サービス契約について viaPlatz 契約者（申込者）、viaPlatz 管理者及び viaPlatz 利用者と当社の間で問題が生じたときは、viaPlatz 契約者（申込者）と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。
- 2 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として解決するものとします。